R8.11.1版

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金
（地産地消型太陽光発電設備等）
補助金申請の手引き
（川路地区用）

「脱炭素先行地域」とは…

2050年の二酸化炭素排出実質ゼロに向けて、国が定める地域脱炭素ロードマップ」及び「地球温暖化対策計画」に基づき、これに先駆けて2030年までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロを実現し、全国に向けた「実行の脱炭素ドミノ」を起こすモデルとなる地域です。

飯田市は、川路地区と市内小中学校を対象地域とする事業計画を提案し、令和4年11月に脱炭素先行地域として環境省から選定を受けています。

詳細な補助の条件、申請書の記載方法、添付書類、手続等については、
飯田市ゼロカーボンシティ推進課までお問い合わせください。

脱炭素先行地域

ZERO Carbon City
IIDA 2050

＜問合せ先・申請書等提出先＞
〒395-8501
飯田市大久保町2534番地
飯田市役所　市民協働環境部　ゼロカーボンシティ推進課
（市役所本庁舎C棟1階）
電話：0265-22-4511　（内線：5473・5474）
電子メール：sakugen_co2@city.iida.nagano.jp

Ⅰ　補助事業の概要

名称

飯田市脱炭素先行地域づくり事業補助金

目的

国が定める脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域（川路地区・市内小中学校）において、民生部門の電力使用に伴うCO_2排出の実質ゼロを、2030年までに前倒しして達成する。

補助事業の位置付け

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用し、環境省から飯田市に交付される交付金を財源として、飯田市から本補助事業の対象者となる方へ補助金として交付する「間接補助事業」です。

そのため、市の補助金の交付に当たっては、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の交付要件として環境省が定める条件を満たす必要があります。

(1) 対象事業

①太陽光発電設備設置補助事業（P.5）

太陽光発電の自家消費を推進し、電力の使用に伴う二酸化炭素排出を削減することを目的に、太陽光発電設備の設置に係る経費の一部を補助するものです。

②蓄電システム設置補助事業（P.10）

太陽光発電設備等で発電したクリーンな電気を蓄え、効率よく利用するために必要となる蓄電システムの設置に対して、経費の一部を補助するものです。

~~③ZEH建築促進事業~~

~~エネルギーの創出と省エネによ~~ 募集を終了しました ~~ルギー使用を正味ゼロとするZEH（ネット・ゼロ・エネルギー住宅）の普~~ ~~に要する費用の一部を補助するものです。~~

④薪ストーブ導入促進事業（P.13）

化石燃料の仕様を抑制し、木質バイオマスを活用した循環型の熱利用を促進するため、薪ストーブの購入に要する費用の一部を補助するものです。

~~⑤既存住宅断熱改修促進事業~~

~~既存住宅の断熱性を高め、省エネ~~ 募集を終了しました ~~サッシ、外壁などの改修の促進のため、住宅改修工事に要する費用の一部を補助するものです。~~

~~⑥電気自動車等導入促進事業~~

~~「動く蓄電池」としての電気自動~~ 募集を終了しました ~~可能エネルギーの効率的な利用を行うため、その購入費用の一部を補助するものです。~~

⑦V2H導入促進事業（P.15）

車両から建物への給電を可能とするV2H(Vehicle to Home)の設備導入を促進し、電気自動車等の蓄電機能の活用を目指すため、設備設置に要する経費の一部を補助するものです。

(2) 補助対象者（共通）

・飯田市川路地区の区域（脱炭素先行地域エリア）内において、対象事業を実施しようとする方
・市税の未納がない方
・飯田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でない方
・事業実施にあたり、関係法令の規定に違反しない方
・その他、国の要綱等における地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付要件を満たす方

(3) 補助率等

・対象事業ごとに異なります。詳細は各対象事業のページをご確認ください。なお、他の国庫支出金を財源とする補助金等との併用はできません。
・事業者が実施する事業については、「仕入税額控除制度」を考慮し、対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額を含めないものとします。

(4) 事業費について

対象となる設備等を検討される際は、設備の性能を勘案したうえで、複数の事業者の見積もりを比較検討する等を行い、費用効率性が十分に確保されていることを必ず確認してください。

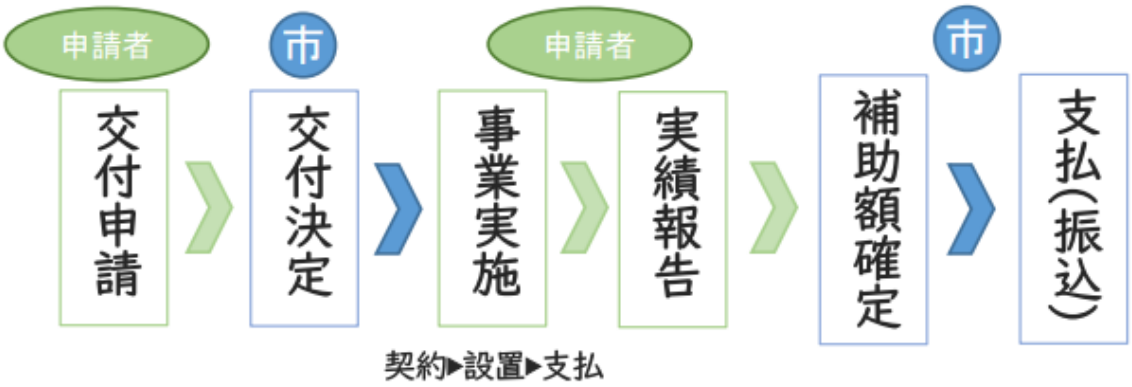
(5) 申請方法

原則として、対象事業の着手前に市役所に交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。（契約書を取り交わす、注文をする、工事に着手する、設備・機器が納入されるなどの行為があった場合は、事業に着手したと判断されます。）交付決定後に事業を実施し、事業完了後に実績報告書の提出を行います。

ただし、事業報告の期限までに事業を完了するため、交付決定前に事業に着手しなければならない場合は、一定の基準を満たす場合に、交付決定前着手届を提出することで、交付決定前に着手することが可能な場合がありますので、個別にご相談ください。

交付決定前着手届を提出せず交付決定前に事業に着手した場合や、事業報告の期限までに実績報告書の提出がない場合などは、補助金の交付が行われませんのでご注意ください。

＜申請から交付までの流れ　イメージ＞



申請書等の受付窓口は、市役所本庁舎C棟1階のゼロカーボンシティ推進課です。申請順などの確認の必要から、郵送での申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

補助金申請には審査があります。対象事業を実施する際には、あらかじめ交付の条件などについて十分に確認を行ったうえで実施してください。ご不明な点は市役所ゼロカーボンシティ推進課までお問い合せください。

2　申請の時期・受付期間

(1) 募集回次

【住宅向け】地産地消型太陽光発電設備対応　第１回募集

(2) 募集対象事業

太陽光発電設備・蓄電システム

(3) 申請受付期間

令和8年２月10日（火曜日）から令和８年12月16日（水曜日）まで（必着）

※予算額に達し次第、募集を終了しますが、その後速やかに第３回募集を開始する予定です。
ただし、交付要件が変わる可能性があります。

(4) 実績報告期限

次のいずれか早い日まで（必着）

①対象事業完了の日から起算して30日を経過する日

②令和9年3月１日（月曜日）

※不測の事態により、期間内に補助事業を完了することが困難となった場合は、速やかにご相談ください。

3　設置施設の排出部門

・各種設備導入の補助対象となる施設は、原則として、脱炭素先行地域の取組みの対象とされている「民生部門」です。
・これは国の総合エネルギー統計の分類によるもので、民生家庭部門の施設である住宅と、民生業務部門（業務その他部門）の施設である小売業・各種サービス業の店舗などの商業施設、事務所、医療施設、介護施設などの事業所のほか、他のいずれの部門にも帰属しないもの（例：集会所などの公共的な施設）が含まれます。
・産業部門に分類される製造業の工場・倉庫、建設業の作業所などに設置される設備は、原則として補助対象外としますが、令和8年2月募集開始分からは、「地産地消型太陽光発電設備」と、地産地消型太陽光発電設備と併せて導入する蓄電システムに限り、補助対象とします。（ただし、施設内での消費割合を20%以下とするなど、一定の交付要件を満たす必要があります。）

4　各種補助メニューの内容

（1）太陽光発電設備設置補助事業

①事業の目的

太陽光発電によって得られる電気を自家消費することで、再生可能エネルギーの地産地消や、CO_2を排出しない電力の利用を推進するため、太陽光発電設備の設置を補助するものです。

②補助率等

2/3

ただし、ソーラーカーポート以外で、１kW当たりの対象経費が30万円を超える場合は、

対象設備の出力（kW）×30万円×2/3（千円未満端数切捨て）

を補助額の上限とします。

また、ソーラーカーポートの場合は、対象経費の総額が2億円を超える場合は、

2億円×2/3（千円未満端数切捨て）

を補助額の上限とします。

※飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金との併用が可能です。

※太陽光発電設備の出力については、「定格出力」を基準とします。

③対象設備の条件について

・未使用品であること（中古品は対象外）。

・性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。

・各種法令等を遵守した設備及び設置方法であること。

・設置する太陽光発電設備で発電される電気の一定割合（家庭用30%、事業用50%）以上を、施設内で消費すること。

ただし、発電される電気のうち施設で消費しない分（余剰電力など）の全部を、脱炭素先行地域内の民生部門施設に脱炭素電力を供給するために組成する「ゼロカーボン電力メニュー」の電源とするため、環境価値（脱炭素電源の付加価値）を含め、市が指定する価格（今回募集分では9円（消費税込）とします。）で市が指定する小売電気事業者である飯田まちづくり電力株式会社に、運転開始から17年間継続して供給（余剰電力買取契約または特定卸電力契約によります。）する設備（地産地消型太陽光発電設備）の場合は、この限りではありません。

※オフサイトPPA方式で飯田まちづくり電力株式会社と卸電力契約を締結する場合など、太陽光発電設備を設置した施設の敷地では電気を消費せず、送配電網に直接接続（全量売電）する設備も、ただし書きの場合の補助対象とします。

・排出部門が民生部門でない施設に設置する場合、設置する太陽光発電設備で発電される電気のうち、施設内で消費する割合は20%以下とすること。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づく固定価格買取制度（FIT制度）、市場連動型制度（FIP制度）の認定を取得しないこと。

※一度FIT認定を受けると取下げ・取消しができないため、手続を行う事業者への連絡の際には、十分に注意してください。

・発電量等を把握できるモニター等が設置されており、市の求めに応じ報告することが可能であること。

・その他、「国の基準」を満たしていること。

※10kWを超える発電設備は、事業用資産として固定資産税の課税対象となりますので、必ず申告手続きをしてください。

※PPAやリース契約（発電設備の所有権を取得せずに、設備使用の対価を事業者に支払う契約形態）も補助金交付の対象となりえますが、対象者は設備を所有する事業者（PPA事業者・リース事業者）となります。当該事業者による補助金交付申請が必要となりますので、別途ご相談ください。

・土地・建物の所有者、かわじ土地管理組合の管理エリアである場合は同組合、建物屋根に設置する場合は建物所有者、施設で事業を営む事業者、これらすべての関係者の同意があること。

※発電事業者と所有者等との間で、屋根や駐車場の使用料等を取り決めることは妨げません。

・事業所の駐車場に設置するソーラーカーポートまたは農地に設置するソーラーシェアリング（営農型太陽光発電設備）の設置にあたっては、景観への影響等について十分に配慮したものであることし、交付申請前に川路まちづくり委員会、かわじ土地管理組合、川路地区農業振興会議等の関係者との調整を済ませていること。

※配慮内容及び調整方法については、個別にゼロカーボンシティ推進課にご相談ください。関係者との調整が十分に実施されていないものと判断した場合には、補助の対象としないことがあります。

・都市計画法に基づく飯田都市計画川路地区計画、飯田市景観条例、飯田市土地利用調整条例等の法令条規・計画の規定に係る事前の調整を済ませていること。

④対象経費について

・補助金交付の対象となる経費は、太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、配線及び配線器具、余剰電力販売用電力量計、その他太陽光発電の実施に当たり必要となるシステムの設置に必要な工事に係る経費です。

※送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する系統連携工事費負担金（1.35万円/kWを上限）及び柵塀に係る工事費用は交付対象です。

・設備設置可否の調査、（系統連系に際しての接続検討申込の手数料を含みます。）、設備設置のための屋根補強その他太陽光発電設備の設置に直接必要と認められない経費を除きます。

・事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

⑤法定耐用年数

17年

⑥交付申請時の添付書類

□費用の総額及び内訳がわかる書類

□２者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書

□設備の型番、性能等が掲載されたカタログ、ウェブページ等の写し

□設備の型番、設置枚数、設置位置、最大出力等を明示した配置予定図

□＜施設内消費割合の確認を要する場合＞設備の発電量の見込み及び自家消費の対象となる建物等の電力需要量の見込みが確認できる書類（自家消費率算出シート）

□＜PPA又はリースに係る設置の場合＞当該設置に係る契約内容及び交付金相当額がPPAサービス料金又はリース料金から控除されることが確認できる書類（契約前時点）

※このとき、PPAの場合は施設内の電力使用量の見込みによる契約期間におけるPPA料金の試算総額を、リースの場合は契約期間におけるリース料金の総額を、その積算根拠を明示して、契約するPPAサービス料金又はリース料金と、補助金の交付を受けなかった場合のPPAサービス料金又はリース料金とを比較できるようにしてください。

⑦実績報告時の添付書類

□設置事業者と契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）

□費用の支払を証明する書類（領収書の写し等）

□設備を設置した建物等の全景がわかる写真

□太陽光発電パネルの設置状況がわかる写真（設置したパネルがすべて写っているもの）

□パワーコンディショナー（PCS）の型番及び設置状況がわかる写真

□＜系統接続した場合＞一般送配電事業者と系統連系していることがわかる書類の写し

□＜余剰電力を売電する場合＞当該売電に係る契約先及び契約内容がわかる書類

□＜費用に変更があった場合＞費用の総額及び内訳がわかる書類

□＜交付申請時に提出した配置予定図からの軽微な変更があった場合＞設備の型番、設置枚数、設置位置、最大出力等を明示した配置図

□＜PPA又はリースに係る設置の場合＞当該設置に係る契約内容及び交付金相当額がPPAサービス料金又はリース料金から控除されることが確認できる書類（契約内容）

⑧系統連系手続について

・系統連系に際しての接続検討申込は、補助事業に含まれないため、交付申請前に実施していただいて構いません。

・ただし、契約申込は事業への着手とみなされますので、交付決定を受けた後に実施するか、一定の基準を満たす場合には交付決定前着手届を提出していただいた後に実施することとなります。

【国の基準（国要領別紙Ⅰ抜粋）】

【交付要件】

ａ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需

要家に帰属させるものであること。

b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。

c 電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)。特に、次の（a）～（l）をすべて遵守していることを確認すること。

（a）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。

（b）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。

（c）防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。

（d）一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

（e）20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。

（f）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

（g）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

（h）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

（i）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。

（j）交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。

（k）10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

（l）10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。

g 次の（a）～（c）のいずれかを満たすこと。

（a）需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該

再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。

(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。

(c) 本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備（※１）で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を当該再エネ発電設備と同一市区町村内の脱炭素先行地域内の需要家（脱炭素先行地域の提案者が都道府県の場合は同一都道府県内の当該脱炭素先行地域内の需要家）に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（（a）及び（b）の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※２）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

h ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート事業））」を参考にすること。

i 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（建材一体型太陽光発電事業））」を参考にすること。

(2) 蓄電システム設置補助事業

①事業の目的

太陽光発電によって得られる電気の自家消費を夜間などにも効率よく行うための蓄電池の設置を補助するものです。

②補助率等

2/3

ただし、1kWh当たりの対象経費が30万円を超える場合は、

対象設備の容量（kWh）×30万円×2/3（千円未満端数切捨て）

を補助額の上限とします。

※飯田市太陽光発電設備・蓄電システム設置補助金との併用が可能です。

※蓄電池の容量については、「定格容量」を基準とします。

③対象設備の条件について

・未使用品であること（中古品は対象外）。

・申請日時点において、環境省の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の令和７年度または令和８年度における蓄電システム登録済製品であること。ただし、国の基準を満たすものは対象としますので、個別にご相談ください。

・各種法令等を遵守した設備であること。

・太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備を接続すること。

※接続先の設備がFITまたはFIPの認定を受けている場合であっても、全量を売電するものではなく、余剰電力をFITまたはFIPで売電しているものであって、自家消費分電力を蓄電するものは交付対象です。また、固定価格買取期間を経過したFIT設備も交付対象です。

※太陽光発電設備を同時に設置する場合、FITまたはFIPの認定を受けると、太陽光発電設備分は交付対象外になりますので十分ご注意ください。

・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

・その他、「国の基準」を満たしていること。

・PPA又はリースによる設置の場合は、導入設備が法定耐用年数期間満了まで継続的に使用される契約内容となっており、かつ、交付金相当額がサービス料又はリース料から控除されるものであること。

※PPAやリース契約（蓄電池の所有権を取得せずに、設備使用の対価を事業者に支払う契約形態）も補助金交付の対象ですが、対象者は設備を所有する事業者となります。当該事業者からの補助金交付申請が必要となりますので、個別にご相談ください。

④対象経費について

・補助金交付の対象となる経費は、蓄電池本体、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、配線及び配線器具、その他付属機器並びに設置工事（配線や電気工事）に要する経費です。

・事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

⑤法定耐用年数

6年

⑥交付申請時の添付書類

□費用の総額及び内訳のわかる書類

□2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書

□蓄電システムのパッケージ型番が掲載されたカタログ、ウェブページ等の写し

□蓄電システムのパッケージ型番、台数、当該設備の最大蓄電容量等を明示した設置箇所がわかる平面図

□＜接続先太陽光発電設備が系統接続している場合＞接続先の太陽光発電設備について、一般送配電事業者と系統連系していることがわかる書類

□＜PPA又はリースに係る設置の場合＞当該設置に係る契約内容及び交付金相当額がPPAサービス料金又はリース料金から控除されることが確認できる書類（契約前時点）

⑦実績報告時の添付書類

□設置事業者と契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）

□費用の支払を証明する書類（領収書の写し等）

□設備を設置した建物等の全景がわかる写真

□蓄電システムの設置状況がわかる写真

□蓄電システムのパッケージ型番又は蓄電池の型番がわかる写真

□パワーコンディショナー（PCS）の型番及び設置状況がわかる写真

□＜費用に変更があった場合＞費用の総額及び内訳がわかる書類

□＜交付申請時に提出した平面図からの軽微な変更があった場合＞蓄電システムのパッケージ型番、台数、当該設備の最大蓄電容量等を明示した設置箇所がわかる平面図

□＜PPA又はリースに係る設置の場合＞当該設置に係る契約内容及び交付金相当額がPPAサービス料金又はリース料金から控除されることが確認できる書類（契約内容）

【国の基準（国要領別紙Ⅰ抜粋）】

【交付要件】

a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。

b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

c d（略）

【業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）：eを満たすこと】

e 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：f～kの全てを満たすこと】

f 蓄電池パッケージ

（a）蓄電池部（初期実効容量1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

g 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

（a）初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

（b）定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

（c）出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

（d）保有期間　法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

（e）廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

（f）アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

h 蓄電池部安全基準

（a）JIS C 8715－2 の規格を満足すること。

i 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

（a） JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412－1 若しくはJIS C 4412－2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

j 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

（a）蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

k 保証期間

（a）メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

(4) 薪ストーブ導入促進事業

①事業の目的

薪ストーブの導入を促すことで、化石燃料の使用を抑制し、木質バイオマスを活用した循環型の熱利用を目指します。

②補助率等

2/3

ただし、対象経費が120万円を超える場合は、

120万円×2/3（千円未満端数切捨て）　＝　80万円

を補助額の上限とします。

※飯田市もりのエネルギー推進事業補助金との併用が可能です。

③対象設備の条件について

・未使用品であること（中古品は対象外）。
・常時薪を燃料として用いるものであること。
・住宅に設置し、暖房機器として法定耐用年数以上使用すること。
・その他、「国の基準」を満たしていること。

④対象経費について

・補助金交付の対象となる経費は、薪ストーブ本体、煙突、遮熱版、その他付属機器並びに設置工事等、薪ストーブの購入及び通常の設置に要する経費です。
・事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

⑤法定耐用年数

6年

⑥交付申請時の添付書類

□費用の総額及び内訳がわかる書類
□2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書
□機器の機種名及び諸元が掲載されたカタログ、ウェブページ等の写し

⑦実績報告時の添付書類

□設置事業者と契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）
□費用の支払を証明する書類（領収書等の写し等）
□設置した建物等の全景がわかる写真
□煙突の設置状況がわかる写真
□機器の設置前後の状況がわかる写真
□＜費用に変更があった場合＞費用の総額及び内訳がわかる書類

【国の基準（国要領別紙１抜粋)】

【交付要件】

a （略）

b バイオマス熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100））を60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。（略）

c～e （略）

(7) V2H（V2B）導入促進事業

①事業の目的

車両から建物への給電を可能とするV2H充放電設備（Vehicle to Home）またはV2B充放電設備（Vehicle to Building）の導入を促進し、再生可能エネルギーの効率的な利用や災害時レジリエンス機能強化に車載型蓄電池を活用することを目指します。

②補助率等

2/3

ただし、対象経費が150万円を超える場合は、

150万円×2/3（千円未満端数切捨て）　＝　100万円

を補助額の上限とします。

※CEV補助金との併用はできません。

③対象車両の条件について

・太陽光発電などの再生可能エネルギーを蓄電する電気自動車等から給電を行うものであること。

・経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助の対象となる設備であること。

④対象経費について

・V2H（V2B）の設備及び設備の導入に通常要する工事費等です。

・事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する額を除きます。

⑤法定耐用年数

6年

⑥交付申請時の添付書類

□費用の総額及び内訳がわかる書類

□2者以上の見積書（事業着手時点において有効なもの）又は業者選定理由書

□設備の型番、性能等が掲載されたカタログ、ウェブページ等の写し

□＜接続先車両を既に保有している場合＞接続先車両に係る自動車検査証の写し

□＜接続先太陽光発電設備が系統接続している場合＞接続先の太陽光発電設備について、一般送配電事業者と系統連系していることがわかる書類

⑦実績報告時の添付書類

□設置事業者と契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）

□費用の支払を証明する書類（領収書の写し等）

□設備の設置状況及び型式がわかる写真

□＜既存の接続先車両が飯田市災害時協力登録車制度未登録の場合＞飯田市災害時協力登録車制度の登録申込書
□＜費用に変更があった場合＞費用の総額及び内訳がわかる書類

【国の基準（国要領別紙１抜粋）】

【交付要件】
a 充放電設備、充電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。ただし、ウ（セ）の付帯設備として導入する場合は、この限りではない。
b 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で補助対象となる銘柄に限る。

5　事業の実績報告及び補助金の請求について

・実績報告書に押印する印は、交付申請書に押印したものと同じものとしてください。
・実績報告書及び添付書類は、事業完了日から起算して30日を経過する日又は令和9年3月１日（月曜日）のいずれか早い日までに市役所ゼロカーボンシティ推進課までご提出ください。
・実績報告書に補助金の振込先（特別に認める場合を除き本人名義の口座）を記入してください。

6　その他

・補助金により取得した財産には、処分制限期間（財産を撤去・廃棄したり譲渡したりすることができない期間）が存在します。原則として、法定耐用年数（例：太陽光発電設備は17年間）の間、実際に利用することが求められます。
・補助金を受け取られた方に対しては、本補助制度の効果を確認する目的で、エネルギーの使用状況等に関する報告等をいただくことがあります。補助金申請に関係する書類は、最低5年間保存するとともに、住宅における電力の使用状況等の記録を残していただく必要があります。
・虚偽の申請や報告により補助金の交付決定を受けた場合、交付決定者の承認を受けずに補助金交付の対象となる財産を処分した場合などは、補助金等交付規則の定めにより交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることとなります。
・交付決定前に間接補助事業者が支出したあらゆる費用及び逸失利益について、市は、交付決定をしなかったことを理由とする何らの責任も負いません。
・今回の募集分に係る補助金の交付決定は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の令和７年度交付決定分に係る翌債（繰越明許費）の承認及び飯田市令和７年度一般会計当初予算の繰越明許の承認があることを前提とするものです。